

第四節 明治十九年條約改正會議經過

改正會議の構成 斯くて井上外相が就任後七ヶ年の間の努力の成果たる條約改正會議は愈々明治十九年五月一日より東京外務省に於て開催せられるに至つた。英、米、獨、澳、佛、伊、露、白、蘭（瑞典諾威、丁抹兼任）、西、葡、瑞西各代表者之に参加し、而して曩に在獨日本公使として條約改正豫備交渉に關し最も活動した青木周藏氏は新内閣制の下に明治十九年九月十七日外務次官に新任せられ、本會議には其の全權の一人に任ぜられた。各國代表は左の通りである。

日 本	外務大臣	井 上 馨
	外務次官	青 木 周 藏
佛 國	全權公使	J. A. Sienkiewicz.
澳 國	全權公使	Count Charles Zaluski.
英 國	全權公使	Sir Francis R. Plunkett.
伊 太 利 國	全權公使	Renato de Martino.
白 耳 義 國	全權公使	Georges Neyt.
亞 米 利 加	全權公使	Richard B. Hubbard.
獨 逸 國	全權公使	Théodore v. n. Holleben
	總領事	Edouard Zappe.
和 蘭、瑞典諾威、丁抹	辦理公使	J. J. van der Pot.

西 班 牙	辦理公使	José Delavay.
葡 萄 牙	代理公使	José da Silva Loureiro
露 國	代理公使	Alexis de Speyer.
瑞 西 國	總領事	Théodore von Holleben A. Wolff.

尙秘書官齋藤修一郎、雇外人シーボルト及びスチーブンス英國公使館書記官ガビンス、佛國公使館通譯官フオサリウの五名を以て會議錄記草の爲書記局を構成せしめた。

改正案の提議 而して五月一日會議の劈頭井上外相は第四次改正條約案を正式に提出し、右改正條約案の外、裁判實施規則案、貿易規則案、改正輸入税目、官設倉庫規則、私設倉庫規則、庫租目錄、噸稅及燈稅規則案、港則、外國船舶雇入規則案、旅券規則案、提案説明覺書を附屬した。其後五月二十九日の閣議へ井上外務大臣より詳細なる改正意見書を提出するところあつた。

右井上外相の第四次條約改正案は明治十八年四月二十五日提出の第三次條約改正案と其内容等しきも其の後に於ける外國政府との交渉の結果其の規定を綿密にしたものである。又外國政府の強硬な注文によつて外國政府の満足すべき形式の下に日本内地開放、治外法權撤廢が行はれない限り條約有効期間たる十二ヶ年後に條約廢棄權を行使するを得ないものとなした外、明治十三年七月六日提出井上外相第二次條約改正案と其の性質を同じうするものである。即ち江戸改稅約書による關稅協定の引上げと、行政事項に關する治外法權の一部回復とを目的とし、之に對する對價として立寄港の開設、沿岸航海に對する外國船の雇傭許可等を許與したものに過ぎない。

愈々條約改正會議が井上外務大臣議長の下に開催せられ本邦委員提出の條約改正案を議題とし、又右審議の順序は五月二十二日開催第二回會議に於て

- (一) 海關稅の増加及び貿易事項
- (二) 之に對する本邦政府の讓與
- (三) 裁判管轄權に關する事項

と決定したが、英國委員は依然として討議事項を通商關稅の事項に止めようとし行政事項、裁判權回復に關する條項に付賛意を表せず、佛蘭白等の委員之に追従しようとした。

米國委員は嚮に明治十七年一月十六日付伊藤外務卿代理宛公文を以て「米國大統領が議會に與へたる教書中に於ても日本の條約改正に言及し日本に對し關稅自主權を附與すべく、日本が適當なりと思考する程度に外國人に對する裁判制度を改革し、又條約期限を一般泰西諸國の條約と一致せしむべき日本政府の要求に同意すべきことを言及せり」と通告したけれども、更に進んで茲に他國委員を勸説し日本の主張を援助する迄に至らなかつた。結局日本委員は再び獨逸委員の好意的調停に俟たねばならぬ情形となるに至つた。又日本提案中上記裁判權の一部回復に關する諸條項は規定の綿密な丈け其の適用に關し多くの議論を生ずるに至つた。

英獨合案管轄權條約案 茲に於て獨逸委員は英國委員と熟議を遂げた後、寧ろ此の際日本は外國政府の満足する様な條件で一定時期に治外法權を撤廢し同時に内地を全開する方針の下に會議を進めることが條約改正問題解決の捷徑であるとし、右趣旨に付日本委員側の諒解の下に所謂英獨案なるものを明治十九年六月十五日開催の第六回會議に提出するに至つた。即ち領事裁判權撤廢を條件として日本は内地を開放すべく又右領事裁判權撤廢の條件として重要法典の編纂公布及日本裁判所に外國判事の任用を承諾すべきを規定した裁判管轄權に關する根本的條約改正案である。

尤も之より先き井上外務大臣は明治十九年五月二十九日閣議に於て、條約改正會議に關する從來の經過を詳述した

後、「今後の會議の情形如何によつては去る五月一日會議開會の劈頭提出せる條約改正案に代へ、進んで去る明治十五年四月五日既に閣議の承認を得た内地開放の宣言に従つて、我に於て裁判管轄の全權を回復し之に換ふるに外國人に對し充分商業の自由を與ふべき案を準備し、本大臣をして各國全權委員に向ひ確然之を明言することを得しめられたい」と建議し、其の承諾を経た後上奏御裁可を得るところあつた。されば上記領事裁判權の撤廢、内地開放に關する英獨案なるものは去る明治十五年六月一日井上外務卿より條約豫備會議に提出した本邦裁判制度改革案に類似したものであつたから、右英獨兩委員より新提案を爲したことに付我に於ては大に満足するところであつた。又皇室に於かせられても特に七月十六日英獨兩公使に謁見を賜はり優渥なる勅語と敍勳の次第とがあつた。英獨案の内容を略記すれば次の如くである。即ち

- (1) 本條約實施後二ケ年以内に日本は内地を開放し外國人に對し內國人同様通商居住を許す外一切の企業權（土地所有權、鑛山權を含む）を享有せしむべく又右内地開放と同時に外國人は身分に關する事件の外全然日本人と同様日本裁判所の管轄に屬するものとす（第一條、第十條）尤も東京、横濱、神戸、大阪、長崎及函館外國人居留地に於ては内地開放後尙一ケ年間領事裁判權を保有すべきも其の警察權及行政規則は日本法令に準據すべきこと（第四條及第九條）

- (2) 日本政府は前記二ケ年の條約實施猶豫期間内に裁判所構成法の外（第一條）一、刑法、二、治罪法、三、民法、四、商法、海上法及爲替手形に關する法律、五、民事訴訟法、六、第四項に掲ぐる事件の訴訟法、七、身代限法を編纂公布し（第二條）、右公譯英文を其の實施前六ケ月及今後改正の都度毎六ケ月前に外國政府に通知 remittす（第三條）

- (3) 又外國人が原告又は被告たる事件に關し百圓以上の民事訴訟、并に重罪、輕罪に相當すべき犯罪に付ては直に

控訴院に出訴し得べく、又之を取扱ふ控訴院及之上訴を受ける大審院の裁判廷に於ては其の擔任判事及陪審判事の過半数は外國籍のものを以て充當すべく、公用語として日本語の外英國語を許し且つ堪能なる通譯を置くべきこと（第五條）等の特別保護を定め更に日本政府は右所要外國籍裁判官及檢察官の任用に關し外國政府と協定を遂ぐべく又裁判所制度の變更に付其同意を得べきことを規定し（第六條第七條第八條）

(4) 最後に本條約の有効期限は十七ヶ年とすること即ち實施猶豫期間二ヶ年又日本が法典の編纂公布及裁判制度に付束縛を受くべき期間を十五ヶ年間とした。（第十二條）

日本政府は前記閣議決定方針の下に右英獨案を改めて改正條約會議の議題となすことを同意したが、會議の席上に於て主義に於て變更なきも出來得る丈け其の實施に付條件を緩和することに努め、種々討議行はれた後同會議は明治二十年四月二十二日迄に同裁判管轄條約案を議了した。

かくて井上外相は獨逸政府周旋の下に英米佛伊諸政府と内交渉をなし裁判管轄條約案による外國判檢事の割當を英米より一〇、獨佛露奧伊各三、白及瑞西の兩中立國より一〇、合計三十五名を雇傭する原案の下に交渉したが、右に對し英國政府は六人を要求し米國は英國と均等たるべきを主張し妥結に至らなかつたが略ほ關係國の同意を取付ける迄となつた。

改正反對論 然るに漸次井上條約裁判管轄條約案の内容が國內に洩れるに至ると共に政府の内外に於て反對論轟々と起つた。其の主なる反對の點は

- (1) 外國國籍判事、檢事を日本裁判所に置き天皇の名に於て判決を下さしむること。
- (2) 外國人關係事件は直ちに第一審裁判所として控訴院に於て管轄せらるること。
- (3) 日本重要法令は勿論警察行政規則の制定改廢に至る迄外國政府の贊認を要すとなすこと。

(4) 外國語を以て裁判公用語となすこと。

等であり、是等の規定は獨立國家として到底許さるべきでなく審議中の裁判所構成法案の規定に違反すとし、又外國人に對し土地所有權、鑛山採掘權等を内國民同様に附與するときは日本の資源は財力豊富な外國人の支配下に屬し日本は西班牙、墨士哥等に於ける弊を繰返すであらうと云ふにあつた。閣内に於ても山田司法大臣、谷農商務大臣等は上記理由により強硬に反對し、山田司法大臣よりは根本的修正案を提出し、谷農商務大臣は寧ろ明治二十三年憲法實施後迄本條約改正を延期すべきを主張した。

閣外に於ても井上毅（前參事院議員）河濱眞孝（前駐英全權公使）等は井上改正條約交渉は最早中止するよりも廢止するを可とした。加之多年外務省及司法省顧問として刑法治罪法民法等の編纂に干與したボアソナード博士は最も強硬に反對し、若し強いて此の如き條約案を實施するよりは寧ろ安政諸條約を繼續すること日本國家の爲め有利なるべく、本條約規定によれば外國人は被告たると原告たると執れの場合に於ても特別保護を受け有利な判決を得べき様に成つて居り、外國人を日本人以上に保護するものであるから、本改正條約實施後は日本人の不平勃發するに相違なく、又日本の法令制定改廢に關する關係條約文たる第五條に於ては單に之を通知 Communicate するを要することとなつて居るが同條の議定せられた第二十四回議事録によると、明治二十年三月十八日第二十三回會議に於て監獄規則通知の件が議せられた際英國委員より右通知を受けた外國政府は其の内容に關し日本政府に對し異議を申出ることを得るものなることを述べ、獨、佛、伊委員之に贊成して居り進んで伊國委員より右第五條の解釋に關する決議案の提出あり、其の結果井上議長は外國委員側の意見を了承する趣旨の宣言を朗讀するに至つたとの経緯を指摘し、日本政府は爾今本邦法令の制定改廢に關し一々外國政府の同意を得なければならなくなつた。依て本條約實施後之が爲め生ずる紛争は拾收出來なくなり其の結果日本に於て排外的内亂の起る處さへある。斯かる條約改正をするよりも寧ろ安政

諸條約を存続する方國家の爲め有利であると迄強言した。³⁾

民間に於ても鳥尾小彌太、三浦梧樓、曾我祐準等の保守國粹論者は勿論、元田永孚等宮中側近者、林有造等の民間政黨者も之に同じ、更に杉浦重剛、長谷川芳之助、千頭清臣、小村壽太郎（外務省翻譯局次長）等の組織する乾坤社同盟も亦右反對運動に呼應するに至つた。

善後策 右内外の反對論に對して井上外相は明治二十年七月九日付を以て長文の意見書を内閣に提出し、新條約實施後日本國民は進取の方針の下に外國人と接觸し益々富強となるべく、而して日本は十二ヶ年後關稅自主權を、十五ヶ年後完全なる裁判管轄權を回復し泰西諸國と全然等しき獨立平等の地位に立つべきを強調し、新條約案の採用を主張したが、右閣議の一致を得なかつた。因て不取敢七月十八日の第二十七回會議の席上井上議長より「日本政府に於ては議定の裁判管轄條約案に修正を加ふことに決定せるを以て右修正に關する案文を決定せしむる爲め會議を來る十二月一日迄延期する」と提議するに至つた。而して其の後閣議に於ては右政府内外に於ける強硬なる反對に對應する爲め次の修正を加へることとし反對論の緩和を試みることとした。⁵⁾

- (一) 外國判事は之を歐米法律家より任ずるも之を日本に歸化せしむるの形式を採ること。
- (二) 檢事には外國人を任命せざること。
- (三) 内地開放後外國人が日本に於て日本人と同様に享有するに至るべき私權は之を條約の明文によらず國法により許可することに改め將來の情勢如何により改廢の自由を留保すること。
- (四) 警察及諸行政規則の改廢は外國政府へ通知するを要せず單に官報に掲載するを要すること。
- (五) 諸重要法典の編纂改廢は一切日本政府の自由とし外國政府には單に之を通知するを要するに止むべきを確言すること。

(六) 現行裁判所構成法に適合する様新條約案の字句を改正すること。

(七) 英語以外の外國語使用に關する一切の規定を削除すること。

會議無期延期 然るに其の後國內の反對論益々強く又前記谷農商務大臣は七月二十日曩に閣議に提出した意見書を上奏した後辭表を捧呈し、更に反對意見書を公表した。而も前記閣議修正案は到底列國委員の同意を得難きことが看取せられたに付井上外相は改めて明治二十年七月二十九日付左記公文を列國公使に送付し本條約改正會議の無期延期を通告した。

「裁判管轄條約案は帝國内閣に於て精細審議の上之れに首要なる變更を加へ且つ更に解釋を附する事全く必要なりとの事に決定相成候尙ほ帝國内閣に於て特に異見を抱き候は第五條の約款に於て日本の編成法典は之を外國政府の檢閱に供し其允諾を経へき趣有之處に候素より該條の文面にては右の如き語氣無之候得共爾後之に附したる解釋に據れば是れ即ち其眞主眼なりと内閣に於て判定相成候

是に因て内閣に於ては日本帝國の面目を維持するには先づ右法典を編成するに如かずと一同決定候何となれば此の如く法典完成相成時は右裁判管轄條約を以て示せる如く法典を各締盟國の檢閱に供するの必要無之事充分判然なるへしとの事に有之候

右の次第に付き下名者は政府の命に依り日本全權委員より法典編成の結果を本會に提出する事を得るの日まで期日を定めず本會を延期する事を尊重なる各全權委員に御告知申上候右法典編成の事業を以て行政及び法律に於て泰西に則らんとするの眞意は我政府の造次顛沛にも之に於てする事を徵彰致度候」

之れと同時に井上外相は右條約改正會議の破裂より生ずる列國の不信惹起を防止する爲め條約改正延期の経緯を在外使臣と協力して關係國政府に説明せしめるの使命を以て八月四日内密に外務省顧問シーボルト博士を歐洲に、同願

問ステーヴンスを米國に派遣したが、自己は同九月十七日條約改正失敗の責めを負ひ辭職し後任として大隈（重信）伯を推薦した。大隈伯に於ては容易に之を應諾しなかつた爲め一時外務大臣は伊藤首相兼任したが其の後明治二十一年二月一日大隈伯の受諾により次期條約改正交渉は大隈外務大臣に於て行はれることとなつたのである。

通商航海條約案竝に税目案の審議 上記の如く明治十九年乃至明治二十年に至る井上條約改正會議に於て裁判管轄條約案が國內の強硬反對に遭逢し終に條約改正會議の無期延期井上外相辭職となつた爲め、右と不可分の關係ある通商航海條約案も未審議に了つた次第である。

尤も通商航海條約案に關する事項中重要問題の協定税目に付ては既に明治十五年條約改正豫議會に於て各國委員の間に大體妥結を得た次第であり、又最も難點であつた條約期限の問題も通商航海條約を前記内地開放を包含するところの裁判權管轄條約と同時に調印すべきこととしたから何等困難を惹起しないこととなつて居た。されば井上外相は本會議劈頭既に、明治十五年五月十一日の豫議會に於て決議せられた改正輸入從價税目案及其後日英獨蘭專門委員より報告の材料に基き編成した輸入從量税目案を提出するところあつた。而して明治十九年五月三十一日第四回會議に於て税目問題を上程した際、井上外相より右豫議會案を其の儘承認することを求めた。然るに從量税換算價格を明治十五年以後三ヶ年の市價によることとした専門委員の意見に對し不同意を唱へるものあり、結局之が再議を英獨蘭日四國委員に附託することとなり右四國委員は從量税の換算方式に付廣く當業者の意見を參照すべきことを命ぜられた。

又既述英獨蘭合案の提議によつて裁判管轄權を別個に審議することとなつたから、當初の通商航海條約案にも大修正を加へ、明治二十年四月二日開催第二十五回會議に於て改めて井上外相より改正通商航海條約案（第五次）を提出するところあり、之を前記四國委員に米國委員及佛國委員兩名を加へた特別委員の審議に附託することとなつた。尤も右

の内地國委員は嚮に米國產石油に對する協定關税一割五分を不都合なりとし病氣を理由とし第九回會議以後出席しなかつたが其の後青木副委員折衝の結果、明治二十年五月二十日付秘密信書の交換を行ひ、石油關税の從價基礎率は其の儘從價一割五分に据置くも從量税換算の方法に付手心を加へること、即ち其の從量税は重量によらず容積を以て定めることとし以て比重輕き米國石油の負擔を他の比重の重き石油よりも輕くすることに内談整ひ、彼等の間略々妥協に達するの見込となつた。斯くて特別委員會は七月十二日通商航海條約及港則修正案を井上議長迄提出するに至つた。尤も協定税目案に付ては前記從量税換算の基礎に付輸出港價格に運賃保險料及諸掛を加算したものによるか、又は輸出港若くは輸入港の市價によるへきかに付議論一定せず、又從價税其のものに付ても尙異存を提出せるものあり、爲に先づ本會議に付前記從量税換算基礎に關する原則の決定を求めたに過ぎず具體案を提出する迄に至らなかつた。

前記特別委員會より提出した通商航海條約案は四月二日提出の本邦原案二十三條であつたものを増して二十八條條として居る。其の増加條目は日本原案に附録として居る第一、外國船雇入規則、第二、噸税及燈税規則を簡單な二ヶ條に纏めて本文中に挿入したこと、并に脱船人の逮捕、郵船の特權及英領等植民地の條約加入に關し特別規定を設けた爲めである。右通商航海條約案及從量協定關税目制定方式は七月十八日の會議に審議せられる豫定であつたが本會議延期となつた爲審議を加へるの餘裕がなかつた。

委員會修正條約案と四月二日提出原案とを比較するに原案二十三條の中最初の十六ヶ條は多少共相互主義の下に日本國に適用すべきこととなり居り、爾餘の七ヶ條は主として獨り日本にのみ適用すべき規定であつた。而して委員會修正案に於ては

第一條（原案第一條）に入國、旅行、居住の自由、居住權、不動産及各種動産の所有相續及課税及賦課税に對する

國民待遇、宗教禮拜の自由、強制兵役及日本に於ける宿舍徵發免除を、

第二條（原案第二條）に通商航海の自由、卸賣小賣營業に關する國民待遇、締約國民の船舶及貨物を以てする入港の自由に關する國民待遇並に通商、製造工業及航海事項に付ての課税及取立金に關する國民待遇を、

第三條（原案第二條）に專賣特許、商標及圖案に關する國民待遇を、

第四條（原案第四條）に輸入税及輸入の制限禁止に關する最惠國待遇を、

第五條（原案第五條）に

(一) 日本に輸入する貨物には附屬税目による輸入税を課すること、尤も公安の場合には日本に於て輸入制限禁止を爲し得ること。

(二) 酒、醬油、味淋、烟草の四品の關税に付ては右關税を日本に於て同一種類の物品に課すべき消費税と比較し關税の方低き場合に限り其の差額を増課すべきこと。

(三) 日本に於て從價税を課する場合には其の仕入地、産出地若は製造地に於ける實價に運賃、保険料及手数料を加へたるものを其の課税價額となすこと。

(四) 再輸入外國產品には再び規定通りの關税を課すること并に

(四) 積戻日本產品には從價五分を課すること、

を規定した。尤も右に對し(一)に付米國、伊國、西班牙等の委員は豫議會決定附屬税目に付異議を申出で、(二)に對しては英、獨、佛委員よりも本規定により烟草の課税が附屬輸入税目よりも更に高率となるべきにより右掲記中より烟草を削除せんことを望み、又(三)從價税に對する課税基礎の決定に付ては延て附屬從量税目算出の原則決定となるべき次第に付委員會として更に本會議に於て審議に加ふべきものとした。

第六條（原案第六條）に日本關税は純銀九百分量目四百十六グレートの一圓銀貨又は日本税關に於て發表する毎三

ヶ月間平均爲替相場により外國貨幣を以て納付すべきを規定し、

第七條（原案第七條）に輸出税及輸出の禁止制限に關する最惠國待遇を、

第八條（原案第八條前半）に内地通過税の免除、倉入等に關し最惠國待遇及一旦關税を納めたる外國貨物は内地課

税を免るべきことを、

第九條（原案第八條後半）に二ケ年以内再輸出する外國貨物は輸出税を免れ又輸入税の拂戻しを受くべきことを、

第十條（原案第九條）に日本國へ外國より貨物を輸入、又日本より外國へ貨物を輸出する關税に付締約國船舶との均等の待遇を受くべく、之に反し日本臣民及船舶は一切物品を締約國へ輸入し若は締約國より輸出するに付最惠國待遇を受くべきことを規定した。

（右様片務的に規定することに對し日本委員は反對したが、或國例へば佛國、西班牙等に於ては法制上一般外國船舶に對し内國船待遇を與ふることを困難なりとする事情を述べ日本委員は修正案に同意した。）

第十一條（原案第十條前段）に沿岸貿易に對し相互の國法に遵由すること及最惠國待遇を規定すると共に日本國は締約國船舶に對し横濱、神戸、兵庫、長崎、新潟、箱館間沿岸貿易を許すことを規定した。

第十二條（原案第十條末段）に本條約實施後十ケ年間を限り日本臣民に借入れられたる外國船舶は日本に於ける開港及不開港場間の沿岸貿易を許さるべきことに付詳細なる規定を設けた。

第十三條（原案第十一條）に難破せる軍艦及商船の救助に付詳細なる相互的規定を設けた。

（尤も本案に對し佛國委員異議あり、本會議に於て再審議することとした。）

第十四條（原案第十二條）に外國商船は難破の場合の外不開港に入ることを得ずとし密商に關する嚴罰規定を設け

た。

第十五條（原案第十四條原案第十三條は削除す）に船籍の互認に付相手國の國法承認主義を規定した。

第十六條（原案になし）に脱船員引渡しに關する相互規定を設け、

第十七條（同上）に日本の港に入港する外國郵便船に關する特遇規定を設け、

第十八條（同上）に日本各港に於て外國船に課すべき噸税に關し船積の承認に關する規定を設け、

第十九條（原案第十五條）に領事官の任置、職務執行及特權に關する最惠國待遇を設け、

第二十條（原案第十六條）に通商航海、旅行、居住に關する無條件最惠國待遇を規定した。

（尤も本條に關し米國委員は米布互惠關税に付除外例を求めた。）

第二十一條 殖民地條款は國別毎に審議することとし、

第二十二條（原案第十七條第三項）に領事裁判權存續經過期間に於ける締約國民の日本租税納付手續を定め、

第二十三條に新條約により廢棄せられざる現行條約の規定は其の儘存續を規定した。

右は原案第十八條第一項に於て新條約に於て承認せられたる現行條約の規定に限り存續すべしとあつたのを外國委員の要求により斯く改めたものである。

第二十四條（原案第十八條第二項）には領事裁判權存續期間居留地内外國人は魚類、酒、煙草、醬油、葡萄酒、麥酒其の他の酒類を日本臣民と同一の租税を納むる限り製造し又小賣をなし得べきを定め、

第二十五條（原案第十九條）に裁判管轄條約案第六條により領事裁判權消滅に歸すると同時に居留地は日本市區に編入せらるべく、該地區内に於て締約國人の保有する永代借地は日本國法による土地所有權に更改せらるべく、又六ヶ年間居留地内に定住し且つ不動産を所有する締約國民は日本國臣民と等しく其地の選舉人として地方選舉

に與かるの權利を有すべきを規定し、

第二十六條（原案第二十條）に本條約の條款と裁判管轄條約の條款との間に牴觸する場合には後者に依準すべきを規定し、

第二十七條（原案第二十二條）に本條約附録の貿易規則、倉庫規則及港則は本條約の一部をなすべきことを規定した。

（尤も日本原案中には港則を此の範圍外に置かんとの趣旨なりしも英國委員之を拒否したのである。）

第二十八條（原案第二十一條及第二十三條）に本條約は批准交換後十二ヶ年の效力を有するものとし、批准交換は裁判管轄條約と同時に爲すべきも本通商航海條約に限り批准交換一ヶ月後より實施すべく、又批准交換は調印後一ヶ年内に東京に於て行ふべきを規定し、又十二ヶ年の期限到達前一ヶ年の豫告なきときは其の後一ヶ年の豫告ある迄效力を存續すべきを規定した。

（尤も本條約を批准後一ヶ月内に實施するの件は日獨委員に於て主張せるも英佛蘭委員は之を留保し、更に英國委員の如き本條約批准後二ヶ年以内に日本に於て内地開放をしない場合には本條約の規定は無効となるべきを主張した。）畢生の勢力を傾けて安石を以て自任して出た井上外務卿も八年の努力空しく世外の名に隠れて退き去つたことは條約改正の前途尙暗澹たるものを思はしめるのである。

法典編纂 最後に一言すべきは條約改正と本邦に於ける裁判制度の完備と法典編纂との關係である。兩者が本邦條約改正と最も密接の關係あることは上記明治四年の岩倉大使特派以來最も明白となつた爲め、其の後明治六年より十二年に至る寺島外務卿時代を通じ右裁判制度の完備と法典編纂の爲め英佛獨米伊等多數の外國法律家が内閣・外務省・司法省等に聘用せられるに至つた。尤も右寺島時代に於ける條約改正は未だ法制不完全の爲め専ら稅權回復に重

きを置き法權回復に及ぶことを得なかつたのである。然るに明治十二年九月井上外務卿就任後に於ける條約改正には關稅問題の外法權の一部回復をも包含せしめることに決定した爲め、勢ひ右裁判制度の改革及法典編纂事業は俄に面目を改めるに至つたのである。即ち明治政府に於ては明治二年五月十八日制度寮を廢止し制度取調所（同八月制度局と改稱）を設置、同七月八日刑法官を廢し刑部省を設置し正親町三條實愛を刑部卿に、佐々木高行を同大輔に任ぜられた。同四年七月九日刑部省及彈正臺を廢し司法省を置き、同年九月二十七日司法省内に明法寮を置き、同年十二月二十七日始めて司法省内に東京裁判所を一局として設置、明治五年二月東京市場裁判所を築地運上所内に置き本省吏員を派して外國交訴の訴訟を審理せしめた。同年四月江藤新平司法卿に任ぜられて省務大に刷新せられ同八月各裁判所章程及明法寮職制章程等假定せられ、裁判所を區別して司法省臨時裁判所、司法省裁判所、出張裁判所、府縣裁判所、各區裁判所となし、明治五年十一月二十八日控訴條規を制定し、地方官・戸長の處置に對し不服あるものは地方裁判所又は司法省裁判所に、又地方裁判所及地方官の裁判に服せざる者は司法裁判所に提訴を許した。次いで明治六年十月大木（喬任）參議司法卿を兼ねるに至るや同十二月司法卿司法省裁判所長を兼掌することを廢止し、始めて司法行政と裁判とに明確な限界を定めることとなつた。明治七年五月民事控訴略則を定め、明治八年四月には始めて大審院を置き、同五月には司法裁判所を廢止し上等裁判所を東京・大阪・長崎・福島の下に置き、明治九年九月府縣裁判所を廢止し地方裁判所を置いた。明治十三年田中不二磨司法卿に任ぜられ、明治十六年十二月十二日山田顯義内務卿より司法卿に轉任した。

本邦法制の泰西化に付ては漸く明治三年一月制度局にて先づ當時最も進歩せる佛蘭西法典の翻譯に着手せしめた程度に止り、其後同年十二月頒布せる新律綱領及同六年六月發布の改定律例の如き何れも大寶令・武家式目と徳川時代諸藩に行はれた刑罰規定とを參照編纂して裁判所に於ける判定の標準としたものに過ぎなかつた。然るに上記の如く

明治十二年九月十日井上馨工部卿より外務卿に任命せられ、條約改正は寺島時代と異り寧ろ法權の回復に其主力を置くことと決するや、法典編纂事業に銳意力を注ぐこととなり、明治十三年七月にはボアソナード起草の刑法及治罪法公布せられ、前記改定律例を廢止することとなつた。民法に付ては明治八年民法編纂委員を置き、同委員は同十一年四月民法草案を脱稿するに至つたが、同十二年には右井上外相の就任と同時に更にボアソナードをして再起草に當らしめ、同十三年四月大木喬任委員長の下に民法編纂局を設置して之を審議せしめ、十九年三月財産編及財産取得編の脱稿を見るに至つた。商法に付てはロエスレル博士をして起草せしめ、十四年商法編纂委員を置いた。又明治十八年六月十三日には井上外務卿、山田司法卿の連署を以て三條太政大臣宛行政規則の改正方に付上申するところあつた。

更に條約改正交渉の進展と共に前記法典は一層急施を必要とするに至り、井上外務卿は明治十八年十二月十六日外國法典翻譯の爲外務省に特に翻譯局を設けたが尙之を以て満足せず、明治十九年八月六日外務省に法律取調委員會を設置し井上外務卿自ら其の委員長となり、其の委員には特命全權公使西園寺公望、司法次官三好退藏、内閣雇法律顧問ボアソナード、司法省雇法律顧問カークウツード、同ルドルフを任じ、更に二十年四月には辨理公使陸奥宗光を右副委員長とし、委員に元老院議官箕作麟祥、内閣雇法律顧問ロエスレル、同モツセ及法律取調委員會雇ベルヒマンの四名を加へることとし、同四月十四日には同委員會の決定の結果同十八日の閣議の承認を得て、前記民法編纂局及商法編纂委員會の事業を一切右外務省主管の法律取調委員會に統合するに至つた。然るに同年七月十八日を以て前記井上外相の條約改正會議は無期延期となり九月十七日井上外相の引責辭職となつたから、十月下旬前記法律取調委員會は司法省所管に移され、山田司法大臣其の委員長となつた。尤も「右編纂事業は之が爲め停頓せしむべきものに非ず依然外交上及内政上に於て急速施行すべきもの」なる旨を決議するところあつた。

歐化政策 尙更に井上外相の條約改正事業に付附言すべきは右條約改正事業を容易ならしめる爲め政府は内治政策と

して明治十六、七年以降二十年に亘つて盛んに所謂歐化主義を鼓吹したものである。即ち政府としては外國人をして木邦の法權に服従せしめる爲めには前記法典を整備し裁判制度を改革することを最要條件とするは勿論であるが、之と同時に本邦の教育習慣、風俗をして成るべく泰西文明諸國に近似せしめ彼等をして親しみの持てるものとするの必要ありとしたのである。之が爲め國粹守舊の杞憂會、護國會或は明教會と唱へ耶蘇教徒を迫害するの團體の現出に對し井上外務卿は明治十七年七月十七日「第一政府は維新以來御誓文の御旨意を奉體し開進の主義を取り外交政略を確定すること、第二政府は耶蘇教を禁制せざる趣旨により外交政略を確定すること」等を閣議に建議したことは注意すべきである。政府の歐化政策に伴つて民間に於ても羅馬字會が設けられ英吉利法律學校、佛學會、和佛法律學校、獨逸學協會等が設けられ、専ら歐洲先進に追隨せんとして文明開化の明治建設に劃期的壯觀を呈した。果ては鹿鳴館（明治十六年竣工）東京俱樂部の建設となり内外人社交の場裡として燭光燦として輪奐の美を盡し、扱ては慈善會に音楽會に名流婦人の歡待華を競ふに至つては、一刻の夢幻を感じしめるものなしとしないが、當時としては是等の歐化政策の採用により間接に外國人及外國文物に對する一般國民の反感を諧和し、外國人に對する内地開放を容易ならしめようとの期待を持つたものであつた。今にして顧みれば結果は却て日本に於ける國家主義者を刺戟し却て條約改正事業を困難ならしめた形跡は否めない。

註1 條約改正關係大日本外交文書別冊會議錄並に同上第二卷一四七文書參照

2 3 4 5 6 夫々同右第二卷一四九及一五六、一五〇及一五六附屬、一五六、一四七別錄、四六九及四七〇文書

第五章 大隈外務大臣時代

第一節 概 説

第一款 處理沿革

大隈外務大臣就任 井上外相が明治二十年九月十七日辭職した後、外相事務は暫く伊藤（博文）總理の兼攝により處理せられたが、井上前外相の熱心な慫慂によつて在野改進黨の首領大隈重信は明治二十一年二月一日外相に就任するに至つた。次いで伊藤首相は翌年二月十一日公布のことに内決した帝國憲法の編成に付萬全を期する爲め、明治二十一年四月三十日新設の樞密院議長に轉することになり、其後任として黒田清隆内閣總理に任ぜられた。尤も黒田内閣の閣僚は伊藤内閣と變更なく大隈外相の外、山縣（有朋）内務、松方（正義）大藏、大山（巖）陸軍、西郷（從道）海軍、山田（顯義）司法、森（有禮）文部、榎本（武揚）農商務兼任遞信を以て組織せられたのである。其後明治二十一年七月井上（馨）農商務大臣として黒田内閣に参加し、明治二十二年二月森文相刺客の難に遇つて榎本遞相之に代り、又遞相の後任として後藤（象二郎）が入閣した。元來大隈外相は井上外相時代在野黨總理として條約廢棄論等大に對外強硬説を唱へた關係上朝野より多大の期待を以て就任したのである。依て外交の局に當るや井上外相時代より引續き其の任にある青木（周藏）次官、デニソン外務省顧問、鳩山（和夫）取調局長等を督勵して新たに條約改正案を編成せしめると共に、山田司法大臣に囑して法律取調委員會を督勵し重要法典の編纂を急がしめた。之が爲め明